

案件名	白峰パークセンターの今後の活用について（サウンディング型市場調査）
地方公共団体名	坂出市（担当部署：建設経済部産業課にぎわい室）
案件概要	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園内に位置し，瀬戸大橋や，五色台近辺の文化財や自然環境等を紹介し，自然環境の保全に寄与するための施設として，平成元年に設置され，休憩所（喫茶室）・案内所（展示室）等として利用されてきた。 ・建物構造は鉄筋コンクリート造り ・延床面積は196.00㎡（床面積は1階111.80㎡，2階84.00㎡） <p>※附随設備として，公衆便所および屋上展望台（3階）がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々，利用者が減少傾向にあることが課題であり，施設を利活用し，五色台への来訪者に向けてのサービスを提供するとともに，本エリアに観光客の誘客を創出できるような活用を検討するものである。
民間事業者に聞きたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・利益を出しながら運営し続けられる市場価値があるかどうか，またその場合どのような事業か。 ・事業を行うにあたり，建物は賃借と払下げどちらが適当か。 ・賃借を行う場合，賃貸借期間は最低何年ぐらいが適当か，また賃借料はどの程度が妥当と考えているか。 ・建物の利用については，建物全体が現実的か，フロア毎などの部分的な利用が現実的か。 ・公衆便所を含めた施設の維持管理を併せてお願いすることが可能かどうか。（法定点検および保守点検を含む） ・内外装の改装について，費用負担をお願いすることが適当かどうか。 <p>※公募条件設定の参考とするため，具体的なご提案をお待ちしております。</p>
ホームページに詳細資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ あり

白峰パークセンター サウンディング型市場調査

坂出市

施設概要

【所在地】

坂出市高屋町字東山2042番255

【施設の目的】

瀬戸大橋，瀬戸内海国立公園，五色台近辺の文化財等を紹介し，自然環境の保全に寄与するための施設

【周辺環境】

四国霊場八十八ヶ所・札所

「白峯寺」・「根香寺」

宿泊施設「休暇村五色台」

五色台ビジターセンター

桜の名所 「白峰園地」



施設概要

【建物の現況】

建築年：平成元年

構造：鉄筋コンクリート

階建：2階建て

用途：休憩所（喫茶室）

案内所（展示室）

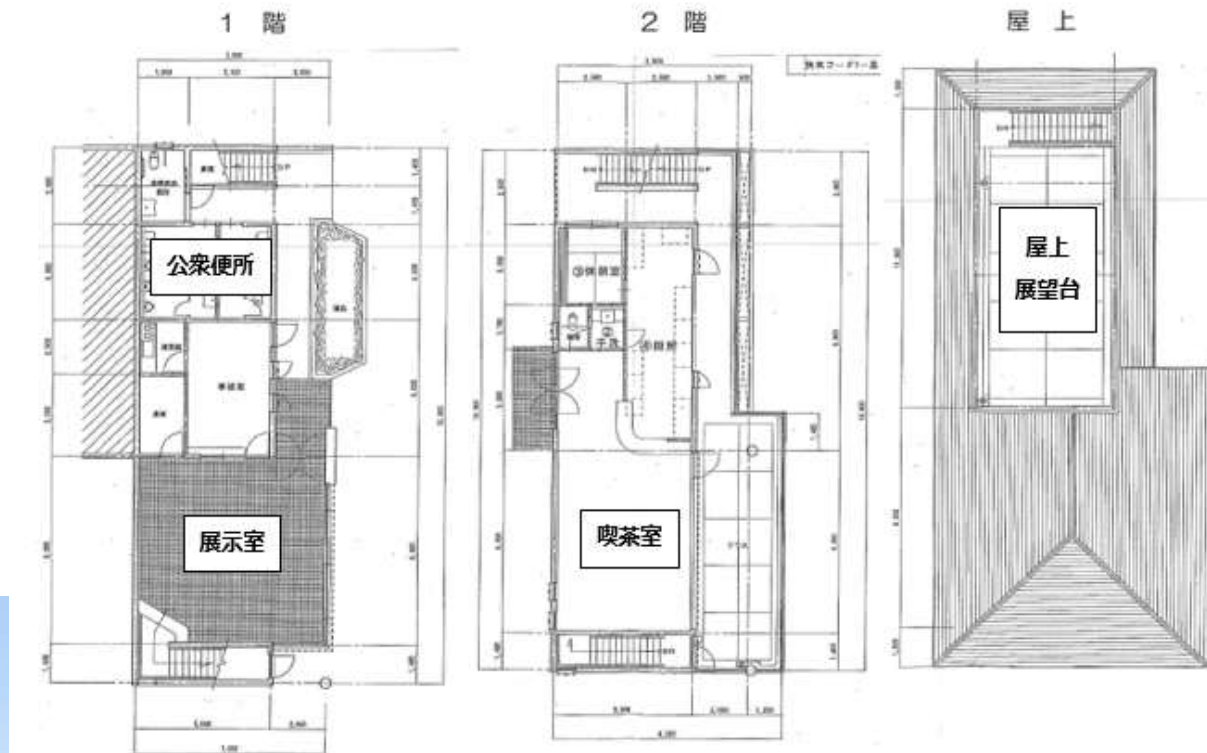
公衆便所

展望施設（屋上）

【年間利用者数】

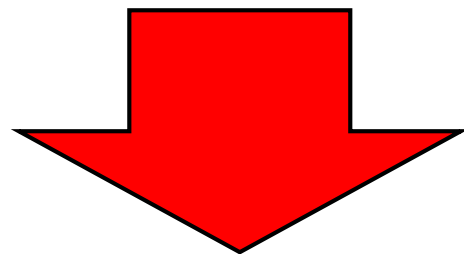
ピーク時には年間12,000人程度であったが、近年は1,000人前後となっている。

【白崎パークセンター 施設平面図】



活用の方針

五色台の入り口にも関わらず利用者が少ない。また、エリア全体に観光客を誘客できるような施設となっていない。



五色台エリア全体に観光客の誘客を

創出できる施設として

民間事業者が施設を運営し

利益を出し続けられる市場価値があるか検討

留意事項

【法的制限事項】

・ 自然公園法

瀬戸内海国立公園内に位置するため、自然公園法の制限を受けます。

また、園地事業で整備された施設であるため、現状では休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所、野外劇場としてしか利用できません。それ以外の用途で利用する具体的な転用施設案がございましたらご提案ください。市において環境省と調整を行います。

増築や工作物の設置については困難であるとお考えください。看板等の設置についても色等に関して環境省と協議を行う必要があります。

【条件】

公衆便所や屋上展望台などの公共的部分は一部残してください。

坂出市白峰パークセンター設置条例

(設置)

第1条 瀬戸大橋，瀬戸内国立公園，五色台近辺の文化財等を紹介し，自然環境の保全に寄与するため，次のとおり，白峰パークセンター（以下「パークセンター」という。）を設置する。

名称	位置
坂出市白峰パークセンター	坂出市高屋町2042番地255

(観覧料および使用料)

第2条 観覧料および利用料は，無料とする。ただし，市長が指定した場合においては，光熱水費等の実績を徴収することができる。

(観覧および利用の制限)

第3条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，パークセンターの観覧および利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し，善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(賠償の義務)

第4条 観覧者または利用者が故意または過失により、器物または展示物等を滅失、汚損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

第5条 削除

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付則 (平成17年12月26日条例第32号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

坂出市白峰パークセンター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市白峰パークセンター設置条例（平成14年坂出市条例第6号）の施行について必要な事項を定める。

(管理)

第2条 坂出市白峰パークセンター（以下「パークセンター」という。）の管理は、建設経済部産業課において行う。

(開館および閉館)

第3条 パークセンターの開館および閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館 午前9時

(2) 閉館 午後5時

(臨時休館日)

第4条 市長が必要と認めたときは、臨時に休館日を設けることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付則 （平成23年 3月31日条例第4号）

この規則は、平成23年 4月 1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月 1日から適用する。